

## 訴訟事件の終了について

下記事件について、原告が請求を放棄したため、本事件は終了した。

### 記

#### 1 事件名

損害賠償請求事件

#### 2 当事者

原告 株式会社千雅

被告 中野区

#### 3 訴訟の経過

平成30年(2018年)7月27日 東京地方裁判所に訴えの提起

9月25日 訴状送達

令和2年(2020年)3月13日 請求の放棄・終了

#### 4 事案の概要

本件は、被告が、原告との間で締結した定期建物賃貸借契約に基づき、中野区温暖化対策推進オフィス(以下「本件建物」という。)を原告に賃貸したところ、原告が、本件建物の給水設備には瑕疵があり、賃貸人である被告が当該瑕疵について修繕する義務を有していたにもかかわらず、当該義務が履行されなかったことにより損害を被ったと主張し、被告に対し1億3,362万1,040円の損害賠償金の支払を求めるものである。

#### 5 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し、金1億3,362万1,040円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。